



海員春闘 令和4年度 3月31日の期限ギリギリまで交渉を重ね労働条件を改善

中央交渉は全て期限内解決

-内航二団体妥結！-

内航二団体（内航労務協会・一洋会）との内航交渉委員会は、第1回目を3月7日に開催、組合要求の趣旨を説明し「有効期間」について仮合意。3月16日開催の第2回交渉において逐条審議を行い、3月23日の第3回交渉から中断を挟みながら小委員会を開催した結果、3月31日に妥結し翌4月1日に調印式を行った

-内航交渉委員会（妥結内容）-

- ①有効期間については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする
- ②基本給については、標令給を500円アップとする
- ③陸上休暇の買い上げ率を7.5割増（+0.5割）とする
- ④船長水先慰労金については、上限を74000円（+1000円）とする
- ⑤退職手当における勤務年数の上限については、令和4年4月1日以降、34年から35年（+0.5カ月）とする
- ⑥「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」の施行に基づき、整理明確化を図る
- ⑦年間臨時手当は42.6割（前年同率）

-全内航妥結！-

全内航との交渉委員会は、第1回を3月7日に開催、組合要求の趣旨を説明し「有効期間」について仮合意した。3月16日の第2回交渉で逐条審議を行い、早期解決に向けた十分な検討を求めながら、3月23日に第3回交渉、3月29日の第4回交渉で中断を挟みながら小委員会を開催した結果、3月31日に妥結し翌4月1日に調印式を行った

全内航交渉委員会（妥結内容）

- ①有効期間については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする
- ②基本給については、標令給を500円アップとする
- ③陸上休暇の買い上げ率を7.0割増（+0.5割）とする
- ④船長水先慰労金については、上限を74000円（+1000円）とする
- ⑤退職慰労金については、2024年4月1日より現行62歳から63歳（+0.5カ月分）とする
- ⑥「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」の施行に基づき、整理明確化を図る
- ⑦年間臨時手当は40.0割とする（前年同率）